

損害賠償額算定の時期

——建物修理費の場合——

早稲田大学英米判例研究会

（代表 矢 頭 敏 也）

目次

はしがき

第一 損害賠償額算定期期に関する一般原理に対し、建物

修理費に関して例外を認めた事件（ドッド事件） 一三一

第二 関連判例

一四二

一 損害賠償金の本質についての一般原理を確立した事

件として適用された事件（リヴィングストン事件）

一四三

二 損害賠償額算定期期についての一般原理に対して例

損害賠償額算定の時期

外が認められるとした事件として適用された事件（ラ

ドフォード事件）

一四五

三 財政的事情は損害賠償額算定期期の決定に関して無

関係であるとした事件として区別された事件（リース

ボッシュ号事件）

一四九

第三 解説

一 二つのアプローチ

一五二

二 原審判決と上訴審判決のアプローチ

一五二

三 評釈

一五四

はしき

この判例研究に参加した者は、早稲田大学大学院法学研究科に在学する左の諸君である。

青木亮子	石原正和	小山 彰	斎藤登志雄
佐々木千津子	貞森幸範	篠原光児	須賀 淳
関 秀和	滝野俊一	棚村政行	寺尾 仁
仲田昭一郎	成田哲郎	野中信敬	平田雅子
水本修二	村岡尚子	森川 功	山口 宏
山本泰代			

本稿は、それぞれが行なった報告及び討議を素材とし、資料として役立たせることを目的として、各項目の末尾に記名した、佐々木、須賀、平田、水本、村岡、森川の諸君がとりまとめたものに、主として、ドッド事件を論評する法律雑誌のコメントに基づく解説を森川君が加え、最後に矢頭が全体に目を通して作成されたものである。

損害賠償額算定の時期は、一般原理によれば、訴訟原因発生の時、即ち侵害もしくは損害が発生した時を基準として決定される。ところが、この一般原理によることが合理的とは言えない場合が出てくるであろう。たとえば、建設工事に伴う震動

の為に原告の建物に損傷が加えられ修理を要するとしよう。ところが、原告が直ちに修理に着手することが、資金などの要素をふまえた商業上の判断からすると原告に不利益をもたらすところから、状況——たとえば、訴訟の進行——を見ながら修理着手を延引している間に、インフレの為修理費が高騰してしまいうような場合が十分起こりうるであろう。このような場合にも損害賠償額算定期間について一般原理がそのまま適用されるのか、あるいは、例外が認められて、より後の時期を基準として算定されることがありうるであろうか。このような問題が提起されて争われたのが本稿で主として扱うドッド不動産会社対カントベリー市会事件である。

本稿においては、まず、ドッド事件の第一審、高等法院判決及び上訴審、控訴院民事部判決が紹介され、つぎに若干の関連判例について、本稿で扱う問題にかかわりがある部分が要約され、最後に簡単な解説が加えられる。

(矢頭敏也)

第一 損害賠償額算定時期に関する一般原理に
対し、建物修理費に関して例外を認めた事
件

*Dodd Properties Ltd. and Another v.
Canterbury City Council and Others*

第一審 高等法院女王座部 一九七八年七月二八
日判決（原告一部勝訴）。[1980] 1 W.L.R.
433; [1979] 2 All E.R. 118.
上訴審 控訴院民事部 一九七九年一月二二日
判決（上訴人（原告）勝訴）。[1980] 1 W.L.R.
433; [1980] 1 All E.R. 928, C.A.

一 事実関係

第一原告会社はある建物の所有者であり、第二原告会社は当
該建物を賃借人として占有し、そこで自動車の売買および修理
等の業務を行っていた。一九六八年に、第一被告市会は、当
該建物のすぐ側で自動車駐車場の建設を開始した。この駐車場
の建設工事は、第一原告の建物の土台に非常に近い所への掘削
および杭打作業を含むものであった。第二被告会社は当該建設
工事の請負人であり、第三被告会社は杭打作業のための下請人

損害賠償額算定の時期

である。当該杭打作業は激しい震動を引き起こし、結果として、
第一原告の建物は、土台の下地層に容積の変化が生じたため
に、壁および床にひび割れなどのかんりの損害を被った。

第一原告および第二原告は、被告すべてに対してネグリジェ
ンスおよび（または）ニューサンスを理由として損害賠償請求
訴訟を提起した。第一原告の請求は、建物の修理に必要な費用
に基づくものであり、第二原告の請求は、当該修理が行なわれ
る間の業務の停止に基づくものであった。

被告はいずれも責任を否定していたが、審理開始前の一九七
八年に、第三被告がニューサンスに関して責任を認めた。なお、
第一被告および第二被告は、原告が、第三被告に対して請求す
る損害賠償金以外には、彼らに損害賠償金を請求しないことを
約束したために、審理に参加していない。（以上 森川 功）

二 第一審

(一) 争点

(1) 被告は、第一原告に対して、いかなる範囲の修理作業に
ついて責を負うべきであるか。

(2) 建物の修理費に関して、損害賠償金はどの時点をもって
算定されるべきであるか。

(3) 被告は、第二原告に対して、修理が行なわれた場合に生

ずるであらう営業妨害による損失について、責を負うべきであるか否か。

(二) 判決の要旨（キャントリ判事 *Cantley J.*）

(1) 第三被告は、審理開始直前になって、当該建物に生じた損害に対するニューサンスの責任を正式に認めた。壁のひびについては責任を否認しているが、当該建物に対するすべての物理的損害は、第三被告が行なった杭打ち作業によって生じたものである。

第一被告及び第二被告は、原告が、第三被告に対して請求する損害賠償金以外には、これらの被告に対していかなる損害賠償金も請求しないと約束したことから、審理に参加していない。彼らは、責任について争っていないとはいえ、それを認めてはいない。しかし、第一被告及び第二被告は責を負うべきである。第三被告は請負人であったけれども、彼らが注文を受けて行なった作業は、隣接する当該建物に対する損害の危険を必然的に伴う格別に危険な作業であり、また、不注意に行なわれたならば、かかる危険を伴うにとどまらないものであった。危険はそれほど大きくはないという助言に基づいて当該作業は行なわれたのであるが、注文者である第一被告及び第二被告こそ、その危険を引き受けなければならない。

第一被告及び第二被告が授權した作業は、ニューサンス（震

動）を発生させた原因にあたり、建物の下の地層に変化を生ぜしめやすいもので、不法行為としてのニューサンスを成立させるものであった。第三被告は、隣接する建物に対して損害を生ぜしめやすいことが合理的に予見可能であり、また実際に予見されていた作業を行なうことを依頼されたのであった。

(2) 被告が責を負うべき修理作業の範囲（争点(1)）
従って、残された問題は、原告に認められる損害賠償額を算定することである。被告は、第一原告が請求している当該建物の修理費については、合理的な作業の範囲で責を負うべきことを認めている。原告は、物理的に可能な限り建物はもと通りの状態に修復されるべきであると主張しているが、それは、被告の主張するもっと規模の小さい修理作業に比べて、二倍の費用と三倍の期間とを要する。被告の負担を少なくするために、原告が質の劣った仕事でがまんしなければならないということはないが、たとえもっと小規模の作業であっても、結果として建物の外観、寿命もしくは有用性がそれほど損われず、建物の合理的な所有者であれば満足するような場合で、しかもかかる作業の費用と完全に修復を行なう費用との間に大きな開きがあるような場合には、原告の主張を認めることはできない。

(3) 損害賠償額（建物の修理費）の算定期（争点(2)）
次に、この建物の修理費を算定すべき時期について考察しな

ければならないが、損害が発生してから一〇年もたっているのに、これまでいかなる修理も行なわれてはいない。その理由として、建物の状態がさらに悪化することではなく、第二原告は従来通りそこずっと営業を続けてこられたこと、さらに、原告は資金難とはいえないまでも、手もとの現金はかなり不足していたことが挙げられる。原告は、たとえ金銭的問題がなかったとしても、被告から費用を回復することを確信するまでは、風雨に耐えて営業可能な状態にしておくのに必要とされることを除いては、それだけの利益を生みださないような建物の修理に、お金をかけることはしなかったであろうと述べている。第一原告はおそらく修理費を工面できたであろうが、そうすれば、彼らはますます財政的に逼迫したものと判断する。もっぱら原告会社の当面かつ短期の営利という観点から判断した商業上の決定としては、建物に修理の遅れによる損害が発生してはおらず、また被告が断固として責任を否定している間は、修理のための莫大な出費を招くのを彼らが引き延ばしていたことは、合理的であった。

しかし、修理の遅れによる影響は、驚くべきものとなっている。すなわち、一九六八年以来ずっと続いているインフレのために、損害の発生時（一九六八年）には約一一、〇〇〇ポンドであった修理費は、現在（一九七八年）では約三〇、〇〇〇ポ

ンドにまでなっている。

原告は、損害賠償額は審理の時をもって算定されるべきであると主張している。フィリップス対ワード事件判決（*Phillips v. Ward* [1956] 1 W.L.R. 471）の傍論において、デニング判事（*Denning L.J.* 当時）は、「イギリス法の一般原則によれば、損害賠償額は損害発生時の価額で算定されなければならない。英貨の価値は一定しているものとみなされているから、法的には、その後の貨幣価値の下落は算定額に影響しない」（*at p. 474*）と述べている。建物が不法な行為によって損害を受け修理を必要としている場合の損害賠償額の算定期期について考慮した先例はないが、私は、かかる一般原則が本件に適用されるものと考える。もちろん、以下の理由から、この原則を厳格に適用することはできない。すなわち、(i) 損害は、発生してからしばらくたつまで、不法行為者の過失により隠蔽されていたり、あるいは、被害者にとって合理的には発見できないかもしれない、(ii) 作業を開始する前に、調査、設計書の作成や入札を行ったり、依頼できる請負人をさがしたりしなければならぬかもしれない、通常、すぐにかつ損害発生時の価額で、修理にとりかかることはできない、(iii) 震動によって建物の土台が損われた場合には特に、損害の性質や情況からいって、同じ原因から損害がそれ以上生ずることはないことを確認されるのを待た

ずに作業を開始するのは、軽率でおそらく不経済でもある、というものである。そこで、妥当な損害賠償金は、修理を開始するのが合理的である時期におけるその費用であるとする。その時期が合理的であるか否かは、客観的に判断されなければならず、リースボッシュ号事件判決 (The Liesbosch [1933] A.C. 449) (後出一四九頁) におけるライト判事 (Lord Wright) の言葉によれば「無関係である (extrinsic)」とされる、資金難とか財政的逼迫とかいったことがらは考慮にいれるべきではない。本件において、損害が発見されたのは一九六八年であるが、地層のずれの可能性に対する警戒のために、一九七〇年までは修理を開始しないのが合理的であることは、原告もまた被告も認めている。よって、合理的に作業が開始されるべきであった一九七〇年の価額における修理費を損害賠償金とする。

(4) 修理期間中の営業妨害による損失 (争点③)

第二原告の請求は、修理作業が行なわれる九週間の間営業が妨げられることにより生ずる損失を理由とするものであるが、これに対して、被告は、請求の基礎となっている作業が行なわれるかどうか、定かではないと主張している。問題は、修理を行なうか、それともその費用をふところに入れるかは第一原告の自由であるのに、修理が行なわれなければ、第二原告はなんら損失を被らないということである。第一原告が現在の価額に

おける修理費を回復して、喜びいさんで完全な修理を行なえるのであれば、第二原告の損失の範囲についてより確信をもつことができたであろうが、私は、修理が実施されることの蓋然性は、両原告のためにおかた立証されたものと考ええる。

また、当該建物に対する損害によりこれまで不便あるいは快適さの喪失を被ってきたのは、占有者である第二原告なのであって、本件がニューサンスを理由とする訴訟である限り、彼らは当然訴権を有する。さらに、第二原告は、賃貸借契約に基づいて修理義務を負っており、当該建物の修理費を、自己の権利で、もしくは第一原告と共同して、請求することもできたと思われる。

よって、第二原告に対しては、すでにその請求の基礎となっている訴訟原因が合理的に発生した時を一九七〇年としたのであるから、その時の価額で算定した彼らの損失を、損害賠償金として認める。

(5) 以上のことから、第一原告及び第二原告に認められる損害賠償金は、建物の修理費の一、三七五ポンド、そして修理期間中の営業妨害による損失の四、一〇八ポンドに、それぞれ利子を加え、合計額二二、九七四ポンド二〇ペンスとする。

(ちなみに、一九七八年の価額で算定された損害賠償金は、建物の修理費が三〇、三二七ポンド、営業妨害による損失が

一一、九五一ポンドで、合計額四二、二七八ポンドである。)

三 上訴審判決

(一) 上訴理由及び反対上訴理由

(1) 原告側の上訴理由

(i) 原告が審理の時まで建物の修理を行なわなかったのは合理的であったと認定したにもかかわらず、第一審裁判官が、審理時(一九七八年)における価額ではなく、修理が実施され得た最も早い時期である一九七〇年の価額で算定された損害賠償金しか原告に認めなかったのは、誤りであった。

(ii) 損害賠償額は損害が発生した時をもって算定されるべきであるというのが一般原則であると、第一審裁判官が判示したのは誤りであった。

(iii) 従って、原告には、一九七八年の価額において算定された損害賠償金が認められるべきである。

(iv) さもなければ、より長期間かつ高利率の利子を加えた金額が支払われるべきである。

(2) 被告側の反対上訴理由

判決後実際に修理が行なわれて、第二原告が営業妨害により生ずる損失を被るであろうことは、単なる蓋然性にすぎないものであるから、第一審裁判官が彼らにその全額を認めたのは、誤

損害賠償額算定の時期

りであった。

(なお、第一被告は上訴審に加わっていない。)

(二) 争点及び判断

(1) 建物の修理費に関してインフレにより両者の間に実質的な相違がある場合に、損害賠償額は、損害が発生した時と、あるいは、あらゆる関連状況にかんがみではじめて合理的に修理が行なわれるべき時のいずれをもって、算定されるべきであるか。——後者を相当とする。

(2) 原告の立場からする商業上の決定に基づく修理の延引は、合理的であったとされるか否か。——積極的判断。

(以上 平田雅子)

四 判決の要旨

(1) ミーゴ判事 (Megaw L.J.)

(i) 損害賠償金の算定期限に関する一般原理

フィリップス対ワード事件判決 (Phillips v. Ward [1956] 1 W.L.R. 471) におけるデニング判事 (Denning L.J.) の傍論の「英貨の価値は一定している」(at p. 474) という一節は、最近の権威ある諸判決から見て、もはや有効な法とは言えない。ところで、多くの先例の中で言及されている一般原理は、最近、ミリアンゴス対ジョージ・フランク(織物)会社事件判決

(*Milngos v. George Frank (Textiles) Ltd.* [1976] A.C. 443) に於てウィルバーフォース判事 (Lord Wilberforce) より認められている。即ち「……イギリス法における一般原則として、不法行為または契約違反に対する損害賠償金は、侵害が行なわれた期日をもって算定される……」(at p. 468) とされている。しかし、その判決においてこの「一般原則」が述べられたまさにその一節で、これが普遍的な原則ではないということが強調されている。この原則が多くの例外および条件に服するものであることは明らかである。

実際、本件のように、建物に対する重大な構造上の損害が存在する場合には、原告ができる限り合理的な速さで行動したとしても、初めて修理に着手できたであろう時までには少なくとも二年かかったという本件のような諸事実の下では、原告が、物価が上昇している時期に、侵害時における修理の費用に基づく損害回復に甘んじなければならないというのは明らかに不合理であるし、損害賠償金が算定される場合に依拠される一般原理にも反するであろう。このことが一度認められるべくして認められれば、本件のような不法行為において「一般原則」が適用され得るとすることには、実際上の現実性はほとんどない。イギリス法では、損害賠償金が侵害の行なわれた期日をもって算定されるよう要求されてはいない。

(ii) 損害賠償金に関する基本的法原理と算定期間

違法な行為が行なわれた期日における修理費用と、あらゆる関連状況を考慮して修理が初めて合理的に引き受けられる時の修理費用との間に、実質的な相違がある場合には、損害賠償金は後者の時の修理費用を参考にして算定されるべきであるというのが正しい原則である。この原則は、リヴィングストン対ローヤーズ石炭会社事件 (*Livingstone v. Rawyards Coal Co.* (1880) 5 App. Cas. 25) (後出一四三頁) でのブラックバーン判事 (Lord Blackburn) の判決の中で述べられている損害賠償金についての広範かつ基本的な法原理に一致する。同判事は、損害賠償金算定基準は「……侵害された当事者、すなわち被害者を、彼が補償あるいは賠償をいまだ得ようとしている原因である違法な行為の被害をもし受けなかったならば彼が置かれていたと同じ状況に置くことになるその金額……」(at p. 36) であると述べている。疑わしい場合には、裁判官は、賠償額について暫定的に決定していても、最終的に決定する以前に、その額がブラックバーン判事の基本原理の要件に一致するか否かを考慮することが望ましい。一致しないような場合には、その特定の事件がブラックバーン判事の例示した例外の一つにあたるか否か、あるいは、彼は拘束力のある先例によってその基本原理と一致しない結果に到達せざるを得ないか否かを見分けるた

めに、再びその問題を検討すべきである。

(iii) 原告の財政的立場と算定期間

本件第一審判決において、キャンントリー判事は、もっぱら第一原告会社の見地から判断された商業上の決定としては、訴が審理され、責任が決定され、その結果、原告に資金を与える判決が下される時まで、修理のために支出することを延期することとは合理的であったと判示している。それが合理的であった理由は、彼らが「資金難」であったからではなく、その資金を用意したならばある程度の「財政的逼迫」が伴ったからである。また、修理が延期されなければならなかったことが商業上の良識と矛盾しない他の理由として、彼らは、たとえ金銭上の問題がなかったとしても、それでも被告から修理費用を回復できることを確信するまでは、建物に金を費やさなかったであろうと述べたが、同判事はそれを真実であり、かつ、判断の拠り所とすることができるとして認めている。では、なぜ同判事は被告側が主張する一九七〇年当時の修理費用を損害賠償金として認めたのであろうか。同判事は、リースボッシュ号事件判決 (The Liesbosch [1933] A.C. 449) (後出一四九頁) によれば、修理の延期の合理性を考察するに際して、「財政的逼迫」を原因とする修理の延期のいかなるものも考慮することができないと考えたと思われる。

損害賠償額算定の時期

リースボッシュ号事件判決は多くの論争と考察の主題となってきたており、そして、その判決理由と適用範囲については、特に後の貴族院の諸判決に照らしてみると、かなりの意見の相違があった。私は、同事件判決の判決理由は、どのような公正な見解に基づいても、本件の争点には適用されないと考える。その理由は、まず第一に、キャンントリー判事の認定によれば、いかなる公正な見解に基づいても、修理の延期を決定させたその原因は、リースボッシュ号事件における「資金難」でなかったことはいうまでもなく、「財政的逼迫」でもなかったということである。修理が実際に行なわれたならば生じたであろう「財政的逼迫」は、商業上の良識が修理の延期の方向に向いたという結果をとにも生み出した多くの要因のうちの一要因にしかすぎなかった。第二に、その修理が着手されて然るべき合理的な時期よりも以前に修理を行なわなかったとしても、原告は被告に対して負っている義務のいかなるものにも違反していなかったことが一度認められれば、それは、理論上は別として全ての実際上の目的のためには、自己の損害を軽減するという原告の通常の義務と同じになるということである。クリップpens石油会社対エジンバラ市・地区用水評議会事件判決 (Clippens Oil Co. Ltd. v. Edinburgh and District Water Trustees [1907] A.C. 291) においてコリンズ判事 (Lord Collins) が述べた傍

論をリースボッシュ号事件でライト判事 (Lord Wright) が是認している。即ち、「……私の意見では、違法行為者は被害者があるがままに理解しなければならず、そして、後者の立場が損害を軽減する手段を持たないために悪化するならば、違法行為者の立場はそれだけ悪くなる……」(at p. 461) のである。

私は、本件の問題と同様の問題に関連した、損害軽減義務と損害賠償金算定基準あるいはその額との間の関係についてのラドフォード対ド・フロバーヴィル事件判決 (Radford v. De Proverville [1977] 1 W. L. R. 1262) (後出一四五頁) におけるオリヴァー判事 (Oliver J.) の見解 (at p. 1272) に同意する。特に、本件のように、原告の「財政的逼迫」が、かりそめにも関連がある限りにおいて、法律問題としてではなくとも常識の問題として、被告の違法行為の結果としてのみ生じた場合には、損害軽減義務を負っている原告といえども、損害を軽減するために、そうする余裕のないことまでなす義務を負うものではない。

したがって、本件における損害賠償金は一九七八年〔審理時〕の修理費用を参考にして算定されるべきであり、一度、このことが認められ、かつ、リースボッシュ号事件およびフィリップス対ウォード事件判決は考慮されないとするならば、リヴィングストン事件 (後出一四三頁) におけるブラックバーン判事の

基本原理の適用を排除するのが本件においては相当であるとすると特段の事情は存在しない。キャントリイ判事により認定された関連事実に基づき一九七八年の修理費用が基本原理に合致する解答となる。

上訴を認容し、第一原告に対しては、キャントリイ判事の判決の期日に至るまでの利子を除く三〇、三二七ポンドを、第二原告に対しては、同じく利子を除く一一、九五一ポンドを、それぞれ損害賠償金として認める。

反対上訴を棄却する。 (以上 森川 功)

(2) ブラウン判事 (Browne L. J.)

私は、この上訴が認容され反対上訴が棄却されるべきであるとすることに同意する。理由はミーゴ判事及びドナルドソン判事と大筋において同じである。

損害賠償額の算定にあつた第一原理は損害を受けた者は金銭で解決できる限りにおいては、違法行為が彼に対してなされなかったと同様の状態に置かれるべきである、というものである。従つて一九七〇年の時点での修理費用として第一原告に一一、三七五ポンドの損害賠償金を認めるといふのは、この第一原理にかなっていないことは明白である。というのは一九七八年の審理時までには、修理費用は三〇、三二七ポンドに増大

していたからである。実際のところ、修理はその時点までにはなされておらず、その費用は修理がなされるまでにはさらに増大することになったであろうが、原告会社は審理時における費用を越えてまで請求してはいない。

本件において第一原告に対する損害賠償額の算定基準は、修理費用であって他に考えられる本件と同様の事件における算定基準、つまり建物の価値の減損ではないということには争いがない。唯一の問題は、その修理費用が定められるべき時期なのである。

一般原則は、契約においても、又不法行為においても損害賠償額は訴訟原因が発生した時期に基づいて算定されるべきだとしているが、しかしまた訴訟原因発生後のある時期に基づいても算定され得る。キャントリ判事は、「適切な損害賠償額は修理を始めるのが合理的である時点での修理費用である。」と述べているが、それは正しいと思われる。またジョンソン対アグニエール事件判決 (Johnson v. Agnew [1979] 2 W.L.R. 487) において、ウィルバーフォース判事は次のように述べた。

「損害賠償額の算定についての一般原則は補償である。つまり無答責の当事者が、金銭で解決できる限りは、契約が履行されたと同様の状態に置かれるべきである、ということである。契約が売買契約である場合には、この原理によれば通常、損害

賠償額を契約違反の時について算定するということになる (Sale of Goods Act 1893, s.51)。しかしながら、これは絶対的な法原則ではない。この原則に従うことが正義に反する結果を招く場合には、裁判所は諸事情に照らし適切な他の時期を決定する権限を持っている。売買契約の違反が発生し、かつ無答責の当事者が同契約を完成させようと合理的に努力し続けた場合に、その損害賠償額を算定するにあたっては、無答責の当事者を、契約違反が発生したもとの時点に拘束するよりも、むしろ契約が解消した時点で算定する方がより論理的で正義にかなっているように私には思われる。この方法に対する支持は諸判例にも見出される。たとえば、ラドフォード対フロバール事件判決 (後出一四五頁) においては、被告が塀をつくる捺印契約を締結していたのであるが、損害賠償額は被告の契約違反の時ではなくて、原告が受ける損害をより早い時点で避けるべきであったと合理的に考えられる場合を除いては、むしろ審理の時点で算定され得る、と判示されたのである。」 (at p. 499).

ウィルバーフォース判事はもちろん、同事件においては契約違反における損害賠償額について語っていたのであるが、しかし私はこの同じ法原則が本件、つまり賠償額の算定方法は修理費用である、という主張が共通してなされている場合にも適用

されるということについては疑いを持っていない。

修理の実施を、損害が最初に発見された一九六八年から一九七〇年まで延期するということは合理的であつたし、また一九七〇年というのは修理費が算定されるべき最も早い時期である、ということは本件における共通した見解であり、キャントリー判事もこれを認めている。しかし被告等は、算定の時期がそれ以上のばされるべきではないと主張しており、キャントリー判事もこの主張を受入れ、損害賠償額を一九七〇年における修理費用であると算定した。

またキャントリー判事は、「単なる即時的かつ短期的な、原告会社の利益の観点からのみ判断された商業上の決定として、相当多額の修理費用の負担を延期したことには合理性がある。」と述べた。

審理後に至るまで修理を延期することは、この意味において合理的なのだということをこれは意味していると、私はミーゴ判事と同様に考えている。しかしキャントリー判事は、この決定について多くの理由付けをした。彼が関連性のある要素であるといった唯一のものは財政的なものである。そして私は、彼のこの点についての認定は、リースボッシュ号事件（後出一四九頁）の意味における「資金難」あるいは、「財政的逼迫」からは程遠いものであると考える。

キャントリー判事は、「時期が合理的であるか否かは客観的に判断されなければならない、リースボッシュ号事件におけるライト判事の言葉によれば、非本質的なものである資金難や財政的逼迫のような事柄を考慮してはならない。」と述べた。私は、キャントリー判事がその判決の中で「客観的に」という言葉をどういう意味に用いているかを自分が明確に理解していないのではないかを怖れる。もし、彼がこのことを、延期するという決定が原告会社の見地からは合理的であり得ても、想定される合理的な商人の見地からは不合理である、というつもりで言ったのであれば、私は賛成しかねる。というのは、原告会社役員が直面したような状況におかれた商人はだれであれ当然同様の決定に到達したであろうし、又恐らくそうしたのであると思われる。

私はミーゴ判事と同じく、ラドフォード対ド・フロバーヴィル事件判決（後出一四五頁）におけるこのような場合の損害軽減義務と損害額算定の関係についてのオリバー判事の見解に賛成するだけ言っておこう。（以上 水本修二）

(3) ドナルドソン判事 (Donaldson, J.)

金銭の授与という手段が可能な限り、賠償金を算定する諸原則の基礎にある一般的目的は、もし原告が申し立てている当該違法行為を被らなかつたならばあったであろう状態に彼を置く

ことであり、これは不法行為であると契約違反であるとを問わない。

本件における第一の争点は、建物の修理費用の算定方法、さらに特定すればその算定期間についてである。これは、一九六八年の損害発生時から一九七八年の審理時までの期間に費用が高騰したことを考えるならば、きわめて重要な争点なのである。

損害賠償額は訴訟原因が発生した時を基準として算定されることになるというのが一般原則である。かかる原則は、*ミリアンゴス対ジョージ・フランク*（織物）会社事件判決において、*ウィルバーフォース* 判事によってそのように述べられている。そして通常の場合においては、当該財産の資本的価値の減少が損害額の適切な算定である場合に、この原則が適用され得るであろうと私は考えたいと思う。しかしそれは一般原則あるいは基本原則にすぎないのであって多くの例外に服している。たとえば、身体傷害を理由とする損害賠償額は、他の諸原則が適用される間接的損失の場合を除いて、審理時の価額にてらして算定される。本件における争点は、修理もしくは原状回復の費用に基礎を置く損害賠償額の算定が、もう一つの例外であるか否かということなのである。私はそうであると考えている。

ウェスト・ミッドランド・バプティスト（信託）協会対バーミンガム市事件（West Midland Baptist (Trust) Association

損害賠償額算定の時期

(Inc.) v. Birmingham Corporation [1970] A. C. 874) において貴族院は、一九六一年土地補償法に基づく補償の基礎をなす同等のものの復元の合理的な費用のなかには、収用通知時の相場における必要経費あるいは、原告が合理的に建て直しにかかるであろう最も早い時期の相場における必要経費のいずれが含まれるかという問題に取り組んだ。判決は後者を支持するものであった。リード判事 (Lord Reid) は、算定された復元費用は、所有者がもし合理的に行動したならば、作業に着手し得るのに十分なものとしている。補償額の算定に関するいくつかの意見を引用し、それらに同意している (at p. 896)。物価上昇の時代においては、所有者が合理的に行動したという仮定のもとに、復元が実際に行なわれるであろう時期における適切な費用を基礎として補償額が算定された場合にのみ、このようなことになり得るのである。さらにモリス判事 (Lord Morris of Borth-y-Gesh) は、「いくつかの特定の事件の諸事実に基づき、合理的な費用とは、原告が負担した、あるいは負担すると予想され得る現実の合理的な費用であって、同等のものの復元が合理的に行なわれる、あるいは行なわれるべき時期におけるそのような費用であろう。」と述べている。

これは不法行為での損害賠償額算定に関する判決ではないが、その推論は直ちにここでの問題に適用しうると私は考える。そ

れはまたすぐれた常識でもあろう。

本件における原告会社がおかれた状況は、リースボッシュ号事件（後出一四九頁）の原告とはまったく異質であるように私には思われる。彼らは、リースボッシュ号事件における意味で市場に出向くことのできないという貧しい者ではなかった。それどころか、彼らは経済的に一九七〇年に修理作業を実施したのである。しかしながらキャントリ判事の認定によると、特に被告が責任を否定し、修理によって何がなされ得て、また何がなされるべきであったかについて争いがあった場合には、原告会社は一九七〇年の秋に作業に着手することから生じたであろう金銭の不足を招かないようにしたこと、及び審理が終って賠償されるのを待っていたことは、商業的見地からは、分別のあることであったのである。私の判断するところでは、リースボッシュ号事件の判決は、そのようなはっきりと区別されうのような状況には全く適用されないのである。

もし一九七〇年の修理費用を採用するか、一九七八年のそれを採用するかという決定が、物価が上昇するであろうという見込みを心に留めて、原告会社が損害を軽減する義務を遂行して一九七〇年に作業に着手すべきであったか否かということにかかっているのであれば、リースボッシュ号事件を区別し、そして、原告の経済的状态を十分に考慮する別の理由がある。それ

は、不法行為者はその被害者を、いかなる資金不足をも含めて、あるがままに理解しなければならないとコリンズ判事が述べたクリップス石油会社対エジンバラ市・地区用水評議会事件（Clippens Oil Co. Ltd. v. Edinburgh and District Water Trustees [1907] A. C. 291）判決についてのリースボッシュ号事件判決四六一頁におけるライト判事の説明は、クリップス石油会社事件判決が損害を最小にする義務に関する原則を表わしていたというものであった、ということである。

ゆえに私は、原告の上訴を認容し、ミーゴ判事によって述べられた理由で、被告の反対上訴を棄却する。

（以上 村岡尚子）

第二 関連判例

ここでは、本稿で取り上げたドッド事件判決において適用されあるいは参照された判例のうち主なものについて、本稿で扱う事項、問題点にかかわりがある部分だけを取り出して紹介することにする。

一 損害賠償金の本質についての一般原理を確立した事件として適用された事件

リヴィングストン対ローヤーズ石炭会社事件（原告一部勝訴）〔一八八〇年二月十三日、貴族院判決〕（Livingstone v. Rawyards Coal Co., (1880) 5 App. Cas. 25, H.L. (Sc).)

(1) 事実関係

スコットランドで土地を所有していたブラックは一八三七年にモンクランド鉄鋼会社に対し、自己所有地の内の、一エーカー半足らずの小区画についての永代借地権を与えた。この際ブラックは同土地に埋蔵されている鉄鉱石については彼自身、彼の法定及びその他の相続人にその権利を留保しておいたが、石炭については証書中に留保の記載がなかった。

原告ジェイムズ・リヴィングストンは一八六九年に同借地権を、土地上にあった三十戸程の炭住と共に先のモンクランド鉄鋼会社から購入した。原告はこの時、同土地の地下及びその周囲の土地の全ての鉱物が原権利者によって留保されているものと誤解していた。

一方、一八七一年にブラックが死亡し、相続人となったジョ

損害賠償額算定の時期

ン・マザーウェルは、問題の約一エーカー半を含めて全体の土地の石炭に対する権利が自己に留保されていないのにも拘らず留保されているものと信じた上で、翌一八七二年に、被告である、ローヤーズ石炭会社に、石炭採掘のリースを与えた。一八七一年から一八七六年の間に被告石炭会社は原告の永代借地から数千トンの石炭を採掘した。その後右の石炭は実は原告の所有になるものであることが判明した。

原告は被告に対し、(i)石炭の価格から必要経費を差し引いた額、(ii)大量の石炭が原告の借地を通じて運搬された事についてその通行料及び近道することによって被告が節約し得た金額、及び(iii)採炭に伴って発生した原告所有の炭住への損害に対する損害賠償金の三つを求めて訴を提起した。

第一審では(ii)の通行権に基づく請求、及び(iii)の家屋への損害についての請求を棄却し、(i)の石炭の当時の価格と採炭の必要経費を算定し、その差額については原告の請求を認めた。被告はこの算定の際、必要経費を不当に低く評価されたとしてスコットランドの控訴裁判所に上訴した。

同控訴審は、原告の請求については、損害賠償金は掘られた石炭について原権利者に対して支払われる鉱区使用料相当額であるとし、更に、(iii)の家屋に対する損害について賠償金を認容した。原告は、この判決を不服として更に貴族院に上訴した。

(2) 上訴人(原告)の貴族院への上訴理由は次の通りである。

控訴審判決は事実上トレスパスを行った者に総ての利益を与え、石炭の真の所有者である原告には、鉱区使用料の受け取りを強いるものである。この法の適用には誤りがある。また原告には当該石炭を掘り出す意思はなく、周囲の土地がハチの巢のように掘られている中で、しっかりとした地盤を保つことには大きな価値があったという事が重要視されるべきである。

(3) 争点及び判決

原告に支払われるべき適正な当該石炭の価値とは何か。尚、原告は(ii)の通行権に基づく請求については控訴審で主張していないため貴族院でも争点として取り上げられていない。——控訴審判決確認。上訴棄却。(全員一致。)

(4) 判決の要旨(ブラックバーン判事 Lord Blackburn)

いかなる損害も、それが損害賠償金により補償される場合には、その損害の賠償として支払われるべき金額を算定するにあたっては、侵害を受けた者をその者が、まさにそのために補償或は賠償を受けようとしている侵害を被っていないか、補償置かれているであろうと同様の立場に置くような額にできる限り近いものが求められなければならない、という一般原則には争いのないところである。

本件のように、被告(被上訴人)が善意無過失でありしかも

その不注意の程度も極低いものである場合の原告(上訴人)に対する損害賠償額はいかように求められるべきであろうか。

この問題についての従来のコモン・ロー上の原則は次の通りであった。即ちある不動産からその一部が切り離され、動産に変えられた場合には、それが動産となった瞬間に、もとの不動産の所有者の財産となる。当該不動産の一部を運び去った者の、所有者への損害賠償額は運び去られたものが動産となった時の価格であり、侵害者が行なつたいかなる非行、或いは動産に変えるに際して要した費用については、これを斟酌することは不当である。

しかしこの原則はその侵害が善意無過失で行なわれた場合には、侵害者は彼がその地方の正当な市場価格でその動産を購入したのと同様の額だけを弁済するものとするというように緩和されている。これが本件で適用されるべき法である。

第一審の裁判官は、被告との取引による以外には原告はどうして利益を得るような形で採炭できなかったであろう事実を完全に度外視しており、この点については控訴審で明確に指摘されている。また控訴審判決は、鉱区使用料を損害賠償の算定額としたのではなく、同使用料は算定にあたっての石炭の価格についての証拠にすぎないのだという事を付け加えておく。

(以上 佐々木千津子)

二 損害賠償額算定の時期についての一般原理に対して例外が認められるとした事件として適用された事件

ラドフォード対ド・フロバーク事件(原告勝訴)〔一九七七年三月二十八日、高等法院衡平法部判決〕(Radford v. De Froberville [1977] 1 W. L. R. 1262; [1978] 1 All E. R. 33)

(1) 事実関係

一九六五年、原告は、自己の経営するアパートがある土地の一部に新しい住宅を建てようとして建築許可を得ていたが、その土地の一部を、被告がそこに原告の計画および建築許可に従って住宅を建築し、かつ仕様書通りの仕切り塀を建てる等の条件で、被告に売却した。しかし被告はいかなる工事も開始しなかった。その後、原告と被告の間では協議が重ねられ、一九六八年七月、被告が一九七〇年一月までに住宅および塀を建築することが合意された。しかしながら、一九六九年二月、被告は、被告が原告に対して負っている契約上の債務について訴外Ｌと損失補償契約を締結し、その土地をＬに売却した。一九六九年から一九七一年にかけて、原告とＬの間では協議が重ねられ、その限りではＬは工事を行ないそうであった。しかしな

損害賠償額算定の時期

がら、結局、Ｌも工事を開始しなかった。一九七三年四月、原告は、被告に対して契約違反を理由として損害賠償請求訴訟を提起した。被告は、答弁書において、原告の主張をすべて認めたが、原告が損害を被ったことについては否定した。一九七五年二月、原告は申立書を修正し、特定の、塀が建てられなかったことを理由とする損害賠償金を請求した。同年同月、被告の答弁書に基づき、原告勝訴の判決が下された。一方、訴外Ｌの責任についての被告とＬとの間の争いには、一九七五年一月、被告勝訴の判決が下され、したがって、Ｌには、原告が被告から得べき損害賠償金の算定手続につき出廷許可が与えられた。一九七六年二月、同手続のための召喚状が発給され、その審理の際に正しい損害賠償額が争点となったのが本件である。

(2) 当事者の主張

(原告側)

被告は土地を訴外Ｌに売却しており、原告は契約の特定履行を受けられない。このような場合に法は、金銭の付与によって、原告を、契約の特定履行の次に最良のこと、すなわち、原告が被告の契約違反によって得られなかった塀を自らの土地に建てることを行なう状況に置くものである。したがって、適切な損害賠償金は、契約の仕様書通りの塀を建てる費用である。

(被告側)

塀は、仕様書通りに建てられたとしても、以前にはなかった快適さを与えることおよび原告が自分でそれを建てる必要がないことを除けば、原告の土地に何らの価値も付加するものではない。したがって、損害賠償額は、その快適さがないことによって原告の土地の価値が減じられた額であり、それは名目的なものではない。また、原告は自身では自己の土地を占有しておらず、投資財産としての土地の賃貸人であるから、被告と原告との間の契約は、原告の利益のためばかりでなく、契約当事者でない賃借人の利益のためにも締結されており、この事実が契約違反を理由とする損害賠償金に対する原告の権利に影響を与えるものである。

(3) 争点

損害賠償額は、原告側が主張するように、契約仕様書通りの塀を建てる費用であるのか、あるいは、被告側が主張するように、原告の土地の価値が減じられた額であるのか。

(4) 判決

争点につき原告側の主張を認容する。原告勝訴。

(5) 判決の要旨 (オリヴァー判事 Oliver J.)

(i) 客観的に見て、約定した物を供給してもらうことは、原告の財政上の利益とならないのかもしれない。しかしながら、それは原告が判断すべきことである。約束は拘束する (Pacta

sunt servanda)。原告が自己の利益になると考える物を供給してもらうよう契約し、もう一方の契約当事者によってその物が供給されないのであれば、他の者を通してあるいは他の方法でその物入手するための費用を付与されることによって原告が補償を受けるべきでないということは原理上理解され得ない。

土地への有形的侵害に対する損害賠償金を算定する場合には、原告の損失の一応の算定基準が、その侵害が商品としてのその土地の価値を減じた額となることには疑いがない。しかしながら、それは決して普遍的なものではなく、適切な算定基準の問題は、原告の個人的立場および法的道義的責任から、あるいは、原告が損害軽減のために合理的になすべきことから切り離すことができない。

裁判所が行なうべきことは、個々の原告の場合において、彼の特殊な事情を参考にして、彼が契約違反によって失ったものを算定する際に常識を用いることである。損害賠償金算定基準と原告の損害軽減義務とが、論理上、異なる概念であることには疑いがない。しかしながら、それらは、少なくともある程度までは、特に契約違反に対する損害賠償金の場合には、互いを写し出す概念である。なぜならば、損害賠償金算定基準は、往々にして、この特定の原告がその損失を軽減するために何を合理的に行ない得るか、そして、彼がそうすることを合理的に

期待され得た時期にそうするための費用はいかなるものであるか、という問題を仮定し、そして、それに答えることによってのみ得られるからである。実際、算定期間および損害軽減の二つの概念は、論理上、異なるものであるとはいえず、契約上の請求においては、別個に取り扱うことはできない。なぜならば、契約が履行されたのと同じ状況に原告を置くのに必要な金額はいかなるものであるかという問題は、ほとんど必然的に、原告がその状況に自己を置くことによって損害を軽減するために合理的に必要な金額はいかなるものであるかという問題を伴なうからである。そして、その場合には、必然的に、原告の個人的立場が問題とされなければならないのである。

本件において、原告は真に工事が行なわれることを望んでおり、付与される損害賠償金をその工事を行なうのに使うつもりである。したがって、損害賠償金は、異なる算定基準を示す何らかの他の考慮事由がない限り、その工事費用によって算定されるべきである。

塀を建てることについての原告の動機が、契約当事者でない者に対して利益を与えることであるという事実は、原告の意思の真正さを変え得るものではない。原告は、自己の利益のためばかりでなく契約当事者でない他の者の利益のためにも締結された契約の違反に対する損害賠償金を得ることができる。

損害賠償額算定の時期

(ii) ここで損害賠償金が算定されるべき期日が検討されなければならない。ロース対タイラー事件 (Wroth v. Tyler [1974] Ch. 30) においては、損害賠償金はケアンズ卿法 (Chancery Amendment Act 1858) に基づき審理の期日をもって算定されたが、しかし、コモン・ロー上の状況は未決定のままであった。契約違反に対する損害賠償金はその違反の期日をもって算定されることになるのが通常原則であると言われることがある。しかしながら、それは普遍的な法理ではなく、そして、普遍的な法理の推論は、いかなる期日をもって原告は、被告による契約上の債務の履行に代わるものを求めることによって、損害を軽減することを合理的に期待され得たかというものであるように思われる。例えば、代替物を手でできる市場がある場合の動産売買契約については、原告は即座に市場に行くことによって損害を軽減することができるのであるから、一般に、動産の引渡が行なわれなかった期日が該当する期日である。そのような市場がない場合には、それより後の期日が適切であり得る。また、不法行為の場合には、原告が損害の軽減をすぐに行なうことを拒否することを正当化する特別な状況があり得る。

本件においては、被告による土地の売却は明らかに予期される契約違反ではあるが、しかし原告には、被告がその債務を履行するか否かを確かめるために、一九七〇年一月の債務履行最

終期日までは待つ権利があったことは明らかである。真の問題は、原告はどのぐらい待つことが許されるかである。原告が訴訟の提起を遅らせたかあるいは訴外しとの長い協議を選択したからといって、被告の責任が増大されるべきでないというのも合理的であるし、また、究極的に責任を負うし方が工事を進んで行なうという態度を示している間に、原告が事態の経過を充分に見ることなく被告を訴えることは軽率であるというのも合理的である。

ロース対タイラー事件判決以外には、この問題にアプローチする際に役立つ先例は提示されていない。法のこの分野の古い諸先例は、算定の期日が比較的問題とならず、かつ、時の経過が利子の付与によって充分に補償され得た比較的に経済が安定した時代に決定されたものである。しかしながら、それは今日の状況ではなく、法は現実と関連を有するためには時代について行かなければならない。ロース対タイラー事件判決は、少なくとも、特定履行の代わりに損害賠償金が付与される場合には、適切な算定期日は判決の期日であり得ることを確立している。しかし、そのような損害賠償金の付与が、原告を契約が履行されたのと同じ状況に置き得るものであるならば、特定履行され得ない契約違反の内でも適切な場合にも同じことが適用されるべきでないというのは理解されない。実際上の差異が、多くの事

件において、損害軽減義務にあることには疑いがない。なぜならば、原告が特定履行を求めるのが合理的であると仮定して、彼が勝訴するか否かが分らないのにも拘らず、どのようにして彼に、代替物入手することによって損害を軽減する義務を負わせ得るかを理解することが困難だからである。勿論、このことは本件のような特定履行され得ない契約の場合には当てはまらない。そのような場合には、損害賠償金に対する原告の権利は、彼の負う損害軽減義務によって制限されなければならない。したがって問題は、原告が実際にとった手段の合理性ということになり、そして、私の判断では、適切なアプローチは、原告がもっと早い期日に代わりの履行に努めることによって合理的に損害軽減を行なうべきであったというのでなければ、審理の期日をもって損害賠償金を算定することである。

この種の契約の場合において、訴外しが工事を行なう合理的蓋然性が残っているのにも拘らず、自己の資金で塀を建てるのが原告の義務であるとは言い得ない。したがって被告は、そのような合理的蓋然性があった限り、原告の訴訟提起の遅れについて、たとえひどいインフレの時期においてその遅れが被告の責任を増すものであっても、苦情を申し立てることはできない。被告は、その時期の塀の費用を原告に支払うことによって、自己の責任を結晶化することが常にできたのである。

一度訴訟が提起され、被告が争うのであれば、被告は、特に損害賠償金に対する原告の権利が争われる場合には、原告が損害賠償金の算定される以前に工事を自らが行なうのを遅らせるのは不合理であると主張できない。なぜならば、原告はその費用を回復できないかもしれないからである。したがって、訴訟手続が適切な検討の後に行なわれる場合には、審理に至るまでにかかった時間が故にインフレの結果として被告が究極的に責任を負う金銭の額が増したとしても、それは不正義ではない。被告は、その間、その金銭を用いることができるのであり、そして、望むならば、裁判所に対する支払いによって責任を結晶化することができる。本件の諸状況においては、支払われるべき損害賠償金の算定のための期日は、原告が合理的に訴を提起すべきであった期日である。

(以上 森川 功)

三 財政的事情は損害賠償額算定期限の決定に関して無関係であるとした事件として区別された事件

リースボッシュ号対エジソン号事件(原告一部勝訴)〔一九三三年二月二八日、貴族院判決〕(Owners of Dredger Liesbosch v. Owners of Steamship Edison (1933) A. C. 449.)

損害賠償額算定の時期

(1) 事実関係

一九二八年一月二六日、被告所有のエジソン号は、パトラス港にて、原告所有の浚渫船リースボッシュ号の係船装置に衝突し、リースボッシュ号を外洋に流出せしめ、その結果沈没させた。

原告は、パトラス港当局との契約の履行のため、一九二七年に購入した同船を使用していたのであった。

証拠によれば、一九二八年一月、つまり事故の直後には、オランダには、リースボッシュ号の代わりとなるような浚渫船が一隻以上あった。しかし、原告はこれを購入することをしなかった。資金難に苦しんでいたのである。一定期間内に代船を用意しなければ契約を解消するとの通告を一九二九年一月にパトラス港当局が行なったため、原告はアドリア号と呼ばれる浚渫船を、高額の賃料ではあるが、やむをえず賃借することにした。アドリア号は、リースボッシュ号に比べいくらか大きく、これを動かすにはより多くの費用を要した。

一九二九年六月一七日。アドリア号がパトラス港に到着し、作業が再開された。リースボッシュ号が沈没してからそれまでの期間は、何の作業も行なわれなかった。

一九三〇年六月三〇日。港当局はアドリア号を購入し、原告に転売した。

第一審裁判所は、財政的逼迫のため事故発生直後にリースボツシュ号と同等の船舶を購入できなかったことにより生じた損失も考慮に入れて、一九、〇〇〇ポンドの損害賠償金を算定した。これに対して、控訴院では事故当時のリースボツシュ号の価額に事故当時から利息を加えたもののみを損害項目として認め、九、〇〇〇ポンドを算定した。

原告はこれを不服として貴族院に上訴した。

(2) 争点及び判決

上訴人の財政的逼迫に帰因して生じた損失は、損害賠償の対象となるか。——消極的判断

(3) 判決の要旨 (ライト判事 Lord Wright)

中心となる争点は、本件のような場合における損害賠償額算定の正しい方法は何かということである。専ら、不法な行為を行なった船舶の過失に原因する衝突により船舶が滅失させられた場合、後者の船舶の所有者は、原状回復と呼ばれるものを求める権利を有する。すなわち、因果関係の法原則に服しつつ、金銭賠償でなしうる限りにおいて、損失が生じなかったと同一の状態に置くような金額を請求することができるのである。

財政的窮迫を原因として生じた損害であっても被害を被った者が合理的に行動した限りにおいて、損害賠償の対象となるという趣旨の上訴人(原告)の主張に対して、次のように判断す

る。上訴人はかかる基礎に基づいて損害賠償金をうる権利はない。上訴人が現実には被った損害は、その者の金銭的逼迫に帰因している限りにおいて、それは別個のそして併存する原因としての金銭的逼迫、すなわち、その性質において不法行為と無関係でありそして異なるものから生じた。

法は、違法な行為から生じた全てのものを考慮に入れることはできない。法はあるなんらかの後の事柄を、その選択範囲の外にあるものとみなす。というのも、原因の原因、結果の結果を判定することは法にとって無限の可能性があるのである。たとえば、他方の船舶の過失に専ら帰因した衝突によって生じた船舶の喪失は、その船舶の所有者に破産を余儀なくさせるかもしれないし、またその家族に精神的苦痛、人生における教育、好機の喪失を与えるかもしれない。しかし、このような損失のどれひとつとして不法行為者から回復することはできないのである。様々な事柄が幾様にも織り重なっている中において、法は、おそらく純粹論理を根拠としてではなく、素朴に實際的理由から、何らかの結果を関係あるものとして抽出しなければならぬ。本件においては、上訴人の財政的逼迫が被上訴人の不法行為の結果であるとしても、因果関係は認められない。

損害の遠隔性に関する問題は多くの先例において、そして様々な観点から考察されてきた。しかし、どれも上訴人の主張を

根拠付けけるものではない。

上訴人は、クリップペンズ石油会社対エジンバラ市・地区用水評議会事件 (Clippens Oil Co. v. Edinburgh and District Water Trustees [1907] A.C. 291.) の次のようなコリンズ卿の判決、「私の判断するところによれば、不法行為者はその被害者があるがままの状態において理解しなければならぬ。そして被害者が損失を軽減する手段をもたないが故にこの者の状況がさらに悪化するならば、自身の不法な行為から生じた結果に責任ありとされた不法行為者にとっても事態は悪化する。」を引用する。しかし、思うに、次のことは明らかである。すなわち、コリンズ卿はここで損害の測定ではなく、被害者の損害軽減義務を扱っていたのであって、これは全く異なった問題であり、この意見は要点をはずれている。

ボニッス号事件 (In re Polemis and Furness, Withy & Co. [1921] 3 K.B. 560.) すなわち不法行為におけるネグリジェンスの事件であるが、これは不法行為を理由とする損害賠償が広い範囲に亘る可能性のあることを例証するものとして引用された。しかしながら、この事件は不注意な行為の直近の有形的結果に関するものであったのであって、原告の資力の欠如のような無関係な事柄が併存的に作用した場合ではなかった。

また、上訴人の財政的不能は身体に対する侵害の事件におい

損害賠償額算定の時期

て損害をさらに悪化させる身体的繊細さや虚弱性と比肩すべきでないし、あるいはまたそのような事件において侵害を被った者が貧しい労務者であったり、もしくは高額の収入をえている専門職にある者であったりする可能性と比肩すべきではない。前者の種類の状況は現実の有形的損害の範囲に関し、そして後者の種類の考慮は稼働能力の妨害に関している。

ところが、上訴人の資力の欠如は、もうすでに述べたように、非本質的なものであった。(以上 須賀 淳)

第三 解 説

森 川 功

イギリスのドッド事件判決の概要は、そこにおいて引用された関連諸判例と共に、以上に分析摘示された通りであるが、ここで、イギリスの法律雑誌に掲載された右ドッド事件判決に関する三編の評釈（評釈者はフェルドマン、ウォーレス、ワッダムス⁽¹⁾）が、どのように上訴審判決を評価し、本件の主題である損害賠償金の算定期限の本質について論及しているかを中心にして、若干の解説を試みることにする。（註は末尾に一括する。）

損害賠償額算定の時期

一 二つのアプローチ

損害賠償金の算定という作業は、本件のような不法行為に關する事件においては、法原理上、個々の事件における証拠に基づく①被告の違法行為と原告の被った損害との間の「因果關係の有無」(causation or remoteness)の問題についての判断、あるいは、②被告が責任を負う損害の範囲を決定する「予見可能性」(foreseeability)の問題についての判断、および、③これらの判断が原告に有利になされた場合に生ずる原告の「損害軽減」(mitigation)義務の問題——即ち、被告の違法行為によって損害を被った後の原告の行動は合理的であったか否か——についての判断を通じて行なわれる。しかしながら、これらの法原理に基づいて損害賠償金が算定されるとしても、本件のように、原告が被告の違法行為によって損害を被ったにも拘らず修理を行なっておらず、結果として、賠償金が算定されるまでにはかなりの時が経過している場合があるという避けがたい現実のために、算定期限については二つのアプローチが必要とされている。

第一のアプローチは、従来からの一般原則であり、「損害賠償金は、損害あるいは損失を被った時期における原告の置かれた状況を参考にして算定されるべきであり、そして、その時期

は、通常、契約違反あるいは不法行為が行なわれた時期である」というものである。この見解は、被告の違法行為によって原告が損害を被った時点で被告が即座に賠償をしたか、あるいは、原告が損害を軽減するために合理的に行動し得た最も早い時点で賠償をした場合の状況に原告を置こうとするものであり、この見解に基づけば、原告の請求額は損害を被った時点で、あるいはそのすぐ後に、「結晶化」(crystallisation)し、そして、被告による賠償が何らかの理由で遅れたとしても、それは適切な利子の付与によって償われることになる。

第二のアプローチは、損害賠償金は、事件の審理の段階で知られている損害賠償金算定に影響する全ての関連状況を考慮して、判決の期日をもって算定される⁽⁶⁾というものである。この場合には、個々の事件における各々の事実がその関連状況にあたるか否かが問題となる。

二 原審判決と上訴審判決のアプローチ

ドッド事件において以上の内容に関連してなされた原告側と被告側の主張内容、および、これに対する原審と上訴審の裁判官の判断については前述した通りであり、それ以上の詳述を要しないところであるが、ここで、前掲各評釈者の論及するとこ

るを紹介する際に役立つように、原審キャントリ判事および上訴審ミーゴ判事の推論過程を比較し得るように概括的に整理してみよう。

まず、「因果関係の有無」あるいは「予見可能性」に関連する事実問題についてのキャントリ判事の認定は、一般に上訴審において問題とされるべきではないし、実際にミーゴ判事はそれに何ら異議を挿んでいない。しかしながら、兩判事は、先に述べた損害賠償金の算定期期についてのアプローチの選択、および、原告の「損害軽減」義務とそれに関連して生ずる問題についての判断について大きな相違を見せている。

キャントリ判事は、先例としてのフィリップス事件判決⁽⁸⁾におけるデニング判事の「イギリス法の一般原則に拠れば、損害賠償金は損害発生の日をもって算定されなければならない。その期日は通常は訴権発生と同じ期日であるが、もっと後であり得る。その後の貨幣価値の下落は、英貨の価値は一定していると考えられるという単純な理由で、法的には算定額に影響しない。」という傍論に依拠し、かかる一般原則は本件原告の置かれた状況——即ち、侵害を被った後に直ちに修理作業を開始することができない状況——を考慮する場合には嚴格に適用することはできないとして、適切な損害賠償金は修理を開始するのが合理的であった時の修理費であるとしたが、しかし、その

損害賠償額算定の時期

「合理的な時」の決定を左右する原告の損害軽減義務の問題に関連しては、修理の延期という「商業上の決定」(commercial decision)は合理的であったとしていながらも、原告がその修理を行なったならば被った「財政的逼迫」(financial stringency)は、リースボッシュ号事件判決(前出一四九頁)における「資金難」(impecuniosity)と同様に、修理が合理的に開始され得た時期を決定する際には「無関係」(extrinsic)であり考慮されるべきではないと判断して、結果的には第一のアプローチを選択するのとはば同じことになっている⁽¹³⁾。

一方、ミーゴ判事は、フィリップス事件判決におけるデニング判事の傍論の「英貨の価値は一定している」という一節はもはや有効な法とは言えないとしたことも含めて、一般原則が普遍的な原則ではなく多くの例外に服していることを指摘した上で、修理費用が損害賠償金となる場合には、あらゆる関連状況を考慮して修理が初めて合理的に行なわれる時をもって損害賠償金が算定されるというのが正しい原則であり、そして、この原則が、リヴィングストン事件判決(前出一四三頁)においてブラックバーン判事が損害賠償金算定基準(measure of damages)は「侵害された当事者、即ち被害者を、彼が補償あるいは賠償をいまだ得ようとしている原因である違法な行為の被害をもし受けなかったならば、彼が置かれていたのと同じ状況

に置くことになるその金額^(c)と述べた「原状回復」^(d)(*restitutio in integrum*)という基本的な法原理に一致するものであると説くのである。さらにミューゴ判事は、原告の損害軽減義務の問題に関連しては、本件は、原告の行動を合理的なものと判断させる商業上の良識 (*commercial good sense*) といった理由が存在しており、他の要因の絡んでいない純粋な資金難の事件であるリースボッシュ号事件とは区別されるべきであるとし、キヤントリー判事が修理が合理的に開始され得た時期を決定する際には無関係とした財政的逼迫は、それがもつばら被告の違法な行為によって引き起こされている場合には、関連状況たり得ることを付言して、第二のアプローチを選択している。

三 評 釈

兩判事の以上のような推論過程から便宜的に抽出され得る問題としては、第一に、損害賠償金の算定期期についてのアプローチの選択、第二に、原告の損害軽減義務に関する判断が挙げられるわけであるが、しかし、これらの問題を検討する際には、インフレの影響という問題が同時に検討されなければならないと思われる。なぜならば、損害賠償金の算定期期が近年のインギリスにおいて重要な問題となっているのは、六〇年代後半から

の継続的なインフレの影響が、算定期期についてのアプローチの選択の差異をそのまま賠償額における大きな差異となつて現われるものとして、いるからに他ならないのであり、特に、本件のような建築物の修理費用が損害賠償金となる事件においては、一九七二年に始まった建築ブームによる資材の価格高騰もあり、なおさらのことだからである。また、インフレは、資金難あるいは財政的逼迫といった原告が抱えるかもしれない困難な状況の要因となり得るのであって、したがって、算定期期の決定を左右する原告の損害軽減義務についての判断に関連するものとして論じられ得るわけである。以下では、これらの問題に関する控訴院の判断につき前掲各評釈者の論及するところを好意的評価を与えるものから消極的評価を与えるものへと順次みていき、適切な場合に若干の考察を加えることとする。

(1) 損害賠償金の算定期期についてのアプローチの選択
ミューゴ判事は、先に述べた推論過程を経て第二のアプローチを選択し、損害賠償金は判決の期日をもって算定されるとしている。これに関して、まず、フェルドマンは、修理費が損害賠償金算定の基礎として妥当である場合の算定期期に関する諸問題の解決に大いに貢献した⁽²²⁾として、控訴院判決を高く評価しており、そして、損害軽減についての諸原則に服するものである

が、一般に、損害賠償金を審理時をもって算定することは不公平ではないと説くのである。その理由は、被告は一九八〇年における修理費を一九八〇年に賠償金として支払うのであれば何ら損をするものではないが、一方、原告は一九七〇年における修理費を一九八〇年に賠償金として受け取るのであれば大きな損をすることになるからというものである。しかしながら、フェルドマンは、ドナルドソン判事が、その傍論において、「裁判所が、修理を行なうべき合理的な期日であるとして、ある将来の期日をもって適切に修理費用を算定し得る場合があるかもしれない」としていることにつき、これは、原告が損害賠償金を受け取ってすぐに修理に着手することが不合理あるいは不可能であると立証された場合にのみ当てはまるのであり、そして、被告に完全な賠償をさせるのであれば、投機的であるが、将来における現実の修理費用が算出されなければならないことになり、そのようにして概算されたものを基礎として損害賠償金を算定し、それを判決時に支払うよう被告に要求することは、被告にとって不公平であると批判し、さらに、原告が修理を行なう準備ができた時に確定する漸定的命令を含む、支払い猶予の制度が必要であると主張するのである。⁽²⁸⁾

ウォーレスは、控訴院判決の論旨が、ニュージブランドの一判例に極めて類似しており、また、関連判例として紹介したラ

損害賠償額算定の時期

ドフォード事件判決（前出・一四五頁）におけるオリヴァー判事の推論を肯認していることを指摘した上で、最近の判例の傾向から、損害賠償金は義務違反の期日をもって算定されることになるというイギリス法の一般原則は、損害が修理作業の実施を伴うものである場合には適用されないという結論が導きだせるとしている。またウォーレスは、違法行為者が責任を認めていないことは、多くの場合において、原告が最終判決まで修理作業を延期することを正当化する決定的な要因となるであろうが、しかしながら、国内のインフレにのみ帰すべき費用の増大は、被告にとっては、費用の真の増大を意味するものではないという立場にたつて、原告に出訴期限を条件とするが無期限に修理を延期することを認めるまでに至った判決は未だにない⁽²⁹⁾と指摘するのである。ウォーレスは、アプローチの選択については格別に批判するところがないので、これについて控訴院判決を好意的に評価していることは想像に難くないところである。

ワッドムスは、前二者よりも詳細な分析をしており、また、対照的な評価を与えている。即ち、控訴院判決の意味するものは、被告は、違法行為を行なった期日から、原告がその建物を修理する時について重要な利害関係を有するが、その修理を行なう決定を下すいかなる権限も有しておらず、他方、原告はその修理を延期することに利益を有するといふものであるとして

消極的評価を与え、そして、身体傷害 (personal injury) や致命的事故 (fatal accident) といった事件において、原告が損害賠償金を増大させるためにリハビリテーションや再婚を訴訟後まで延期するといったことがよく知られていることから、原告が合理的に修理を行ない得た最も早い時期に損害賠償金を結晶化する原則こそが、原告に、訴訟におけるその権利に対して先入観を持つことなく修理を行なうという適切な誘因を与えるものであると主張するのである。ただし、この場合の「合理的に修理を行ない得た最も早い時期」という表現には注意を要する。即ち、この合理的時期とは、原審キャントリー判事が判断したところの合理的時期であって、財政的逼迫などが考慮されない場合のそれである。したがって、ワッドムスは第一のアプローチを支持しているのである。またワッドムスは、フェルドマンおよびウォーレスが指摘するところの「インフレという要素に関する限り、損害賠償金を判決の期日をもって算定することは被告にとって不公平なものとはならない」という意見とはほぼ同じ主旨の「被告は審理に至るまで賠償金として支払うべき金銭を用いることができた」という意見は、原告の請求の期日からの市場相場による利子の付与と釣り合うべきものであり、そして、この問題のより良い解決法は利子についての諸原則を修正することであるとの反論を提示している。しかしながら、この

反論の根拠は、インフレと実際の修理費の増大とが釣り合うことは稀であり、しばしば両者は大きく食い違う⁽³⁸⁾という事実であるとして示しているのである。この事実は、ワッドムスが利子についての諸原則を修正すべきことを示唆しているとしても、侵害時の修理費およびその後の利子の付与を支持するものである。この点につき、ワッドムスの論旨には疑問の余地が残るように思われる。つまり、インフレの増大と実際の修理費の増大とが大きく食い違うからこそ、原状回復を重視する立場から、判決時における十分な修理費が損害賠償金として原告に付与されなければならないというのがより妥当であると思われるのである。

以上が控訴院による第二のアプローチの選択自体に対する各評釈者の評価であるが、ここで注意しなければならないことがある。はたして、建築物の修理費が損害賠償金となる場合の算定期間について、キャントリー判事の見解とミューゴ判事のそれとの間には、実際のところ、それほど大きな違いがあるのであるか。そうは思われない。なぜならば、両判事とも「修理が初めて合理的に開始される時をもって損害賠償金は算定される」と考えていることに違いはないからである。つまり、両判事の見解の相違は、実際の「合理的な時」についての判断にのみあるのであって、アプローチの選択における大きな隔りはそ

の結果にすぎないのである。したがって、本件は、その「合理的な時」を決定する際に考慮されなければならない原告の損害軽減義務に関する事件であつたとも考えることができる。

(2) 原告の損害軽減義務に関する判断

原告が損害軽減義務に違反したか否かという問題は、損害を被つた後の原告の行動が合理的であつたか否かの判断によつて決せられる。本件においては、原告の行動は、修理に着手することなく訴訟の結果を待つという不行爲であり、したがって、そのような不行爲を合理的なものと判断させるに充分な関連状況、あるいは、換言すれば、損害軽減義務を機能し得ないものとする考慮事由が存在したか否かが問題となっている。この点について、ミーンゴ判事は、原告の「商業上の決定」をその関連状況であると判断している。

フェルドマンは、控訴院が「商業上の決定」を関連状況として重視することによつてドッド事件をリースボッシュ号事件と区別したことは、修理を行なわなければならないことを有する原告の方が、単に金がないという理由で修理を行なわなければならないことを余儀なくされている原告よりも、損害賠償金に關して有利な立場にあり得るといふおかしな結果をもたらすものであることを指摘している。ところで、このような形での区別は、先例

損害賠償額算定の時期

拘束 (stare decisis) の法理との関連では、手続的には許され得るものであるにしろ、先例間にある程度の整合性が必要とされてくる訳であるが、この点につき、ドッド事件控訴院判決を高く評価するフェルドマンは、リースボッシュ号事件は、ワゴン・マウンド号 (第一) 事件判決⁽⁴⁰⁾以前の因果関係の有無についての「直接的結果」(direct consequence) という基準の下で判決が下されたのであるから、今日であつたならば、リースボッシュ号事件の結果は異なつていたとすることがあり得ると指摘するのである。ウォーレスも同様の指摘をする。即ち、リースボッシュ号事件判決は、それを区別するかあるいは考慮しないとして挙げられる種々の理由で、もはや法ではないといふのでなければ難しいものであると一般に見做されており、そして、貴族院によつて再検討されるか、あるいは少なくとも、説明が加えられることがかねてからの懸案であるように思われるといふのである。両者が指摘するリースボッシュ号事件判決の再検討が、貴族院によつて実際になされ、そして、同判決がもはや法でないとされるならば、「資金難」⁽⁴³⁾は原告の損害軽減義務を機能し得ないものとする考慮事由たり得るのであり、したがって、商業上の決定によつて損害軽減を行なわなければならない原告と資金難によつてそれを行ない得ない原告とは同等の立場に置かれる訳である。ワッドムスは、前二者とは重心の置き方を全く異にしており、

控訴院が原告の商業上の決定を関連状況と判断したこと自体を問題にする。即ち、ドッド不動産会社の立場にある原告にとって、修理に金を使う前に、訴訟の結果および被告の責任の決定を待つのは合理的であると言われており、そして、事実審裁判官もドッド不動産会社の行動は商業的に合理的であったと判断しているが、しかしながら、損害を被った建物は、仮りにも修理する価値があるものならば、被告に責任なしとされても、それでもなお修理する価値があったであらうし、また、商業上の命題として修理する価値がないのであれば、被告の責任に何らかの違いがでてくるのは理解されないと批判するのである。つまり、商業上の決定によって修理を行なっていない原告は、判決時の修理費用を損害賠償金として得ても、修理自体が非経済的であれば修理を行なわないであらうから、単に被告の責任を立証することによってそのような賠償を受けるならば、得をすることになるというのである。更に、ワッドムスは、この批判を補強する形で、一般論として、原告はその損失を軽減するために「合理的」に行動しなければならぬと言われており、そして、原告の行なう合理的なことはすべてその損失を増大させることを許され得ることになると考えられているが、しかし、合理性についてのこの概念は誤っていると指摘し、また、損害賠償金の算定は、原告が合理的に行動して代替物を購入し得る

時まで延期されるべきであるということと、原告は、取替えを延期するという実際の決定が「合理的」と表現され得る限り、被告の危険において取替えを無期限に延期し得るということは、全く別であると説くのである。ワッドムスの批判は、特に、本件原告がある程度の財政的逼迫が伴うにせよ全く修理を行ない得ないわけではなかったことから考えると、かなりの説得力があるように思われる。今後、裁判所が「商業上の決定」を重視した本件控訴院判決を是認して行くなれば、どのようにしてこの批判に充分に答え得るのか興味深いところである。また、賠償金の損得という問題は、原告が修理を行なうことを真に望んでいるか否かという個々の事件における原告の立場からのみ答えられる問題に関連するものであらうし、裁判所はこの点についても明確な内容を判決に盛り込む必要があると思われる。

以上が各評釈者の論及するところであるが、ここで、若干「財政的逼迫」に言及してみたい。なぜならば、財政的逼迫は、原告の損害軽減義務について論及するにあたって、「商業上の決定」とは別個の論点とされて然るべきところがあると思われるからである。即ち、本件は、控訴院判決の文面上、原告の行動の合理性を判断する際に原告の商業上の決定が関連状況とされた事件であると見るのが妥当であるが、しかしながら、「財政的逼迫」は、本件においては、商業上の決定の一要因でしか

なかったとされる一方で、もっぱら被告の違法行為の結果として生じた場合には、「常識」を根拠として、それ自体で、損害軽減義務を機能し得ないものとする考慮事由たり得るとされているのである。この傍論については、各評釈者とも直接的には触れていないのであるが、これが支持され得るものであるか否かについて、一応の目安を与えてくれるものと考えられる論文が公にされている。この論文は、ドッド事件に直接言及するものではないので、それについて詳述することは本判例研究外の問題であるが、結論的に言えば、損害軽減義務は、損害軽減によって避け得た損失を考慮しても重要である財政的損失⁽⁴⁹⁾(financial detriment)を原告に生ぜしめるならば、機能しないとのことである。また、財政的逼迫はインフレの結果として原告が抱える困難な状況であり得るわけであるから、この論文が、インフレは原告の諸活動に関係なく発生するのであって、このような場合に、原告に損害を軽減することを求めることは、損失を避けるのではなく、原告に負担を課すことになるのに対して、損害軽減の法理は、主として、資源の節約を助長し、そして、経済的に無駄な活動あるいは不活動を妨げるという法の側の願望によるものであるから、インフレに関して適用されるものではないと指摘していることも付記しておくこととする。

損害賠償額算定の時期

むすび

ワッドムスは、ドッド事件控訴院判決に対して極めて批判的なのであるが、その一方で客観的に、損害の結晶化に着目し、損害賠償金の算定期間に関して諸事件を三つに分類している。即ち、現在では、第一に、動産売買契約において動産の引渡がなされなかった場合あるいは瑕疵ある動産が供給された場合のような、損害が契約違反または侵害の時点あるいはその後の合理的期間内で結晶化するという一般原則に服する種類の事件、第二に、特定履行が求められている場合および身体傷害の場合のような、一般原則から離脱するものであることが従来から認められてきている種類の事件、および、第三に、被告が外貨で支払われるべき金銭を原告から借りている場合、特定履行の代わりに損害賠償金が付与される場合、および、ドッド事件がまさにこれにあたるのであるが、損害を被った原告の財産には修理が必要である場合のような、一般原則から離脱するものであることが最近認められた種類の事件があると分析しているのである⁽⁵⁰⁾。

以上のことから総括するならば次のようになるであろう。ドッド事件控訴院判決は、その論旨において、損害賠償金の算定

時期についての一般原則からの離脱、および、「原状回復」という基本的法原理に言及するものであったが、あらゆる事件において損害賠償金の算定時期は後者に基づいて決定され得るものであり、そして、諸先例から見ても、損害賠償金が判決の日をもって算定されるべきであるという見解は圧倒的に支持されている。⁵⁶⁾ この見解は、原告が損害軽減義務に違反していないことを前提としており、この義務に関する問題は個々の事件において客観的に決定されなければならないところであるが、裁判所は、現在では、例えば、インフレの影響を充分に考慮するなどの極めて政策的配慮から、より積極的に原告の抱える困難な問題を認め、そして、可能な場合にはいつでも、損害賠償金が判決の期日をもって算定されるようにするのに必要な判断をしようとしていると言えよう。つまり、ドッド事件控訴院判決における「商業上の決定」の重視は、先に紹介したワッツダムの批判からしても、その政策的配慮の頭れと見ることができるのである。裁判所のこのような姿勢の下では、訴訟によって争われるべき充分な理由がない限り、賠償はより速やかになされることになると思われる。

註

(1) ① David Feldman, *The Date for Assessing Dam-*

ages, 43 M. L. R. 708 (1980).

② I. N. Duncan Wallace, *Cost of Repairs: Date for Assessment*, 96 L. Q. R. 341 (1980).

③ S. M. Waddams, *The Date for the Assessment of Damages*, 97 L. Q. R. 445 (1981).

(以後各評釈者は「それぞれ Feldman, Wallace, Waddams として引用する。')

(2) 「原告は、被告の違法行為の結果として生ずる自己にとっての損失を軽減するために、あらゆる合理的手段を講じなければならず、そして、そのようにすれば避け得たであろうが、不合理な行為あるいは不行為によって避けられなかった損失のいかなるものについても、損害賠償金を得ることができなす。」MCGREGOR ON DAMAGES, 13th ed., para. 205 at 145; HALSBURY'S LAWS OF ENGLAND, 4th ed., vol. 12, para. 1193 at 477.

(3) 原告が審理前に修理を行なった場合の損害賠償金が、原告が損害軽減義務に違反していない限りにおいて、実際の修理費であることは既に確立されている。

Feldman at 708; East Ham Corporation v. Bernard Sunley & Sons Ltd. [1966] A. C. 406.

(4) HALSBURY'S LAWS OF ENGLAND, 3rd ed., vol. 11

at 237.

- (5) Waddams at 446.
- (6) *Ibid.*
- (7) [1980] 1 W. L. R. 433, 438-441.
- (8) Philips v. Ward [1956] 1 W. L. R. 471.
- (9) *Ibid.* at 474. 「その後ひきつらぬ」の「身
体傷害 (personal injury) に關する事件のよゝな継続的
損害 (continuing damage) の場合を想定しつゝを考
へらるゝ」
- (10) [1980] 1 W. L. R. 433, 444.
- (11) *Ibid.* at 442.
- (12) *Ibid.* at 444-445.
- (13) 本件では、修理が合理的に開始された時期は、損害を
被つてから二年後とされておゝり、したがつて、キャン
トリー判事は本件をもちに算定時期が「その後ひきつ
らぬ」事件と区別しつゝを。 see *supra* note (9).
- (14) [1980] 1 W. L. R. 433, 449.
- (15) *Ibid.* at 450-451.
- (16) (1880) 5 App. Cas. 25, 39.
- (17) See HALSBURY'S LAWS OF ENGLAND, 4th ed., vol.
12, para. 1129 at 430.

損害賠償額算定の時期

- (21) [1980] 1 W. L. R. 433, 451.
- (21) *Ibid.* at 452-453.
- (22) *Ibid.* at 453.
- (23) 関連判例のレビュー事件 (前出145頁) は解の
建造費用に關するものである、この事件とつゞいて同様
のことが言える。
- (22) Feldman at 708.
- (23) *Ibid.* at 711.
- (24) See I. N. Duncan Wallace, *Cost of Repair and In-
flation*, 96 L. Q. R. 101 (1980) at 109.
- (25) [1980] 1 W. L. R. 433, 458.
- (26) Feldman at 712.
- (27) Beyer Investments Ltd. v. Blackhall and Struthers
(No. 2) [1978] 2 N. Z. L. R. 97.
- (28) Wallace at 342.
- (29) *Ibid.* at 342-343.
- (30) See David Feldman and D. F. Libling, *Inflation, and
the Duty to Mitigate*, 95 L. Q. R. 270 (1979) at 270-
271.
- (31) Wallace at 343.
- (32) Waddams at 459.

- (33) *Ibid.* at 457.
- (34) *Ibid.* at 459.
- (35) *Supra* notes (23), (24), and (30).
- (36) これはラザンフォード事件判決(前出二四五頁)に於いて明確に述べられている意見である。
- (37) Waddams at 460.
- (38) *Ibid.* at 455. なお、ワッドマースはこの理由を明らかにしてゐるのであるが、先に言及した一九七二年に始まった建築ブームによる資材高騰がもたらした結果であると考えられるべきであらう。
- (39) Feldman at 710.
- (40) Overseas Tankship (U. K.), Ltd. v. Morts Dock and Engineering Co. Ltd. (The Wagon Mound (No. 1)) [1961] A. C. 388 (P. C.).
- (41) Feldman at 711.
- (42) Wallace at 341.
- (43) See HALSBURY'S LAWS OF ENGLAND, 4th ed., vol. 12, para. 1194 at 478.
- (44) Waddams at 459-460.
- (45) *Ibid.* at 461.
- (46) [1980] 1 W. L. R. 433, 451.
- (47) *Ibid.* at 453.
- (48) David Feldman and D. F. Lidsing, *Inflation and the Duty to Mitigate*, 95 L. Q. R. 270 (1979).
- (49) 「重大である財政的損失」とは「文脈から、財政的逼迫を招きしめる多大な出費を包含するものであると考えられるべきであらう」。
- (50) *Supra* note (48) at 285.
- (51) フィリップス事件判決に於いて「ローリー判事は、原告はインフレーションの影響に対処して損害を軽減すべきであったという見解に於いてある」[1956] 1 W. L. R. 471, 478; see also *supra* note (48) at 279.
- (52) *Supra* note (48) at 282.
- (53) ミリントン・ミリアングス・ジョージ・フランク(特許)有限公司 [1976] A. C. 443. なお、これは「*Wroth v. Tyler* [1974] Ch. 30; [1973] 2 W. L. R. 405」を踏襲したものである。
- (54) Waddams at 452-454.
- (55) *Supra* note (48) at 275.
- (56) I. N. Duncan Wallace, *Cost of Repair and Inflation*, 96 L. Q. R. 101 (1980) at 107.